

重要事項説明書

(介護予防支援用)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定**介護予防支援**について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、指定**介護予防支援**提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

〈令和6年4月1日現在〉

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 専光会
代表者氏名	理事長 藤井 德行
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	広島県福山市大門町三丁目7番10号 電話：084-945-7611・ファックス番号：084-945-7612)
法人設立年月日	2017年(平成28年)8月31日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	陽のあたる家 介護予防支援 事業所
介護保険指定 事業所番号	3471510226
事業所所在地	広島県福山市大門町三丁目7番10号
連絡先	電話：084-945-7600・ファックス番号：084-945-7612
管理者	石川 文博
事業所の通常の 事業の実施地域	福山市全域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業所の介護支援専門員が要 支援者 からの相談に応じ、要 支援者 がその心身の状況や置かれている環境に応じて、本人や家族の意向等を基に、 介護予防サービス及び総合事業等 を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定 介護予防サービス事業者及び総合事業等 との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
運営の方針	事業所は、利用者が要 支援 状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助につとめる。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

(4) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名 (兼務)
介護支援 専門員	介護予防支援業務を行います。	常勤 1名 (兼務) 非常勤 0名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料(月額)	利用者負担額(介護保険適用の場合)
① 介護予防サービス計画の作成	別紙に掲げる「介護予防支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、介護予防支援の一連業務として、介護保険の対象となります。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。) ただし、介護保険料の滞納により給付制限(償還払い・一時差し止め)の措置が講じられている場合は、一旦、利用料を全額お支払い頂くとともに、本事業所が発行するサービス提供書を市の窓口へ持参し、払い戻しの請求を行うこととなります。
② 介護予防サービス事業者及び総合事業等との連絡調整				
③ サービス実施状況把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要支援認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

	利用料金	算定要件等
介護予防支援費（Ⅱ）	4,720 円/月	市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施した場合
初回加算	3,000 円	新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合

- ※ 当事業所が高齢者虐待防止について必要な措置を講じていない場合には介護支援費より 1/100 の金額を減じます。（令和6年4月より適用）
- ※ 当事業所が業務継続計画について必要な措置を講じていない場合には介護支援費より 1/100 の金額を減じます。（令和7年4月より適用）

3 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は、実施地域から片道 5km未満は 100 円、実施地域から片道 5km以上は 1km毎に 20 円請求いたします。
② 複写料	事業者が管理する情報の開示に際し、複写料などが必要な場合、実費を請求いたします。

4 緊急時の対応

サービスの提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や家族等の援助者に連絡をとる等の必要な措置を講じます。

5 介護予防支援の提供にあたって

- (1) 介護予防支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間）と介護保険負担割合証を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 渡辺 泰典
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 委員会を定期的開催しています。

(6) 必要な指針を整備しています。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定**介護予防**支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定**介護予防**支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10 担当の介護支援専門員について

(1) 担当介護支援専門員

氏 名 石川 文博 (連絡先： 084-945-7600)

11 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定**介護予防**支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- 個々の利用者に対し、苦情の内容を良く聞き、苦情の問題点を把握し対応検討する。
- **担当**職員に対する苦情であれば、**担当した**職員に状況及び内容確認を行い問題点の改善検討をする。
- 利用者側の誤解又は、当方の説明不足の場合は、十分時間をかけ納得していただけるように**再度**説明をする。
- サービス提供事業所等に対する苦情は、苦情の内容を良く聞き、苦情の問題点を把握した上で、サービス提供事業所等に報告し、改善を要する事案であれば、早急に改善の依頼を行う。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 陽のあたる家 介護予防 支援事業所	所在地 広島県福山市大門町三丁目7番10号 電話番号 084-945-7600 ファックス番号 084-945-7612 受付時間 8:30~17:30 苦情受付担当者 石川 文博
【第三者委員】	藤井 雅子 石川 正直
【市町村（保険者）の窓口】 福山市保健福祉局長寿社会応援部 介護保険課	所在地 広島県福山市東桜町3番5号 電話番号 084-928-1259 ファックス番 084-928-1732 受付時間 8:30~17:30
【公的団体の窓口】 広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島県広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0770 ファックス番号 082-511-9120 受付時間 8:30~17:30

12 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

なお、当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名	企業総合保障保険
補償の概要	施設の欠陥、施設内外で行われる仕事の遂行によって生じた対人・対物事故による損害の補償

13 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、指定**介護予防**支援提供の締結に際して、ご注意いただきたいことを利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	広島県福山市大門町三丁目7番10号
	法人名	社会福祉法人 専光会
	代表者名	理事長 藤井 徳行 印
	事業所名	陽のあたる家 介護予防 支援事業所
	説明者氏名	石川 文博 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

上記署名は、_____（ ）が代筆しました。

代理人	住所	
	氏名	印

(別紙) **介護予防支援業務の実施方法等について**

1 **介護予防支援業務の実施**

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に**介護予防**サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定**介護予防**支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 **介護予防サービス計画の作成について**

- ① 介護支援専門員は、**介護予防**サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する**介護予防**サービス及び**総合事業**等の選択にあたっては、当該地域における指定**介護予防**サービス事業者及び**総合事業**等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して**介護予防**サービス及び**総合事業**等の内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、**介護予防**サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が**介護予防**訪問看護、**介護予防**通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、**介護予防**サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の**介護予防**サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく**介護予防**サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した**介護予防**サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して**介護予防**サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、**介護予防**サービス計画の作成後において、**介護予防**サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて**介護予防**サービス計画の変更、指定**介護予防**サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定**介護予防**サービス事業者及び**総合事業**等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも三月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともにモニタリングの結果を記録します。

ただし、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用し、次の要件を満たすことで、利用者の居宅の訪問を少なくとも六月に一回にすることができます。

ア. 利用者の同意を得ること。

イ. サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の状態が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。

(iii) テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。

④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が施設等への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者の入所要件に該当する施設等に関する情報を提供します。

4 介護予防サービス計画の変更について

事業者が介護予防サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって介護予防サービス計画の変更を、この介護予防支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

要支援認定等の協力について

① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請等が円滑に行われるよう必要な協力を行います。

② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

6 介護予防サービス計画等の情報提供について

利用者が他の介護予防支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の介護予防サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、介護予防サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。